

地方交付税法の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和四年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）</p> <p>第六条の二 令和四年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>一 九千五百四十三億四千百十六万三千円に当該道府県の控除前財源不足額（第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>二 略</p> <p>3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により令和四年八月</p>	<p>附則</p> <p>（令和四年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）</p> <p>第六条の二 令和四年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>一 九千五百四十三億四千百十六万三千円に当該道府県の控除前財源不足額（<u>この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額</u></p> <p>二 略</p> <p>3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した</p>

三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。